

2018年7月9日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により被災された方々に
心からお見舞い申し上げます。

《被害のご連絡窓口》

お客さまからの被害（*）のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル（24時間365日受付）

0120-492-585

《災害救助法適用に伴う特別措置のご案内》

①保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2か月以内に満期を迎えるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも災害救助法が適用された日から2か月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

②保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2か月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から、2か月を限度にその払込を延期することができます。

《災害救助法の適用地域》

下記に掲載してありますのでご確認ください。

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6

ジック少額短期保険株式会社

電話：0475-50-2240（平日の午前9時30分～午後5時）

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【高知県】 安芸市 (あぎし) 香南市 (こうなんし) 長岡郡本山町 (ながおかくんもとやまちょう)	7月6日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
宿毛市 (すくもし)	7月7日		
土佐清水市 (とさしみずし) 幡多郡三原村 (はたぐんみはらむら)	7月8日		
幡多郡大月町 (はたぐんおおつきちょう)	7月8日	平成30年7月豪雨による災害により、被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となった。	災害救助法施行令第1条第1項第3号適用
【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし) 八頭郡若桜町 (やづくんわかさちょう) 八頭郡智頭町 (やづくんちづちょう) 八頭郡八頭町 (やづくんやずちょう) 東伯郡三朝町 (とうはくぐんみささちょう) 西伯郡南部町 (さいはくぐんなんぶちょう) 西伯郡伯耆町 (さいはくぐんほうきちょう) 日野郡日南町 (ひのぐんにちなんちょう) 日野郡日野町 (ひのぐんひのちょう) 日野郡江府町 (ひのぐんこうふちょう)	7月6日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【広島県】 広島市 (ひろしまし) 呉市 (くれし) 竹原市 (たけはらし) 三原市 (みはらし) 尾道市 (おのみちし) 福山市 (ふくやまし) 府中市 (ふちゅうし) 東広島市 (ひかしひろしまし) 江田島市 (えたじまし) 安芸郡府中町 (あぎぐんふちゅうちょう) 安芸郡海田町 (あぎぐんかいたちょう) 安芸郡熊野町 (あぎぐんくまのちょう) 安芸郡坂町 (あぎぐんさかちょう)	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【岡山県】 岡山市 (おかやまし) 倉敷市 (くらしきし) 玉野市 (たまのし) 笠岡市 (かさおかし) 井原市 (いばらし) 総社市 (そうじゃし) 高梁市 (たかはしし) 新見市 (にいみし) 瀬戸内市 (せとうちし) 赤磐市 (あかいはし) 真庭市 (まにわし) 浅口市 (あさくちし) 都窪郡早島町 (つくぼぐんはやしまちょう) 浅口郡里庄町 (あさくちぐんさとしょうちょう) 吉田郡鏡野町 (よまたぐんかがみのちょう) 英田郡西栗倉村 (あいだぐんにしあわくらそん) 加賀郡吉備中央町 (かがぐんきびちゅうおうちょう)	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【京都府】 福知山市 (ふくちやまし) 舞鶴市 (まいづるし) 綾部市 (あやべし) 宮津市 (みやづし) 京丹後市 (きょうたんごし) 南丹市 (なんたんし) 船井郡京丹波町 (ふないくんぎょうたんばちょう) 与謝郡伊根町 (よさぐんいわちょう) 与謝郡与謝野町 (よさぐんよさのちょう)	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【兵庫県】 豊岡市 (とよおかし) 篠山市 (ささやまし) 朝来市 (あさこし) 宍粟市 (しそらし) 赤穂郡上郡町 (あこうぐんかみごおりちょう) 美方郡香美町 (みかたぐんかみちょう)	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
姫路市 (ひめじし) 西脇市 (にしわきし) 丹波市 (たんばし) 多可郡多可町 (たかぐんたかちょう) 佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう) 養父市 (やぶし) たつの市 (たつのし) 神崎郡市川町 (かんさきぐんいちかわちょう) 神崎郡神河町 (かんさきぐんかみかわちょう)	7月6日 7月7日		
【愛媛県】 今治市 (いまばりし) 宇和島市 (うわじまし) 大洲市 (おおすし) 西予市 (せいよし) 北宇和郡松野町 (きたうわぐんまつのちょう) 北宇和郡鬼北町 (きたうわぐんおにぼくちょう)	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【岐阜県】 富山市 (たかやまし) 関市 (せきし) 中津川市 (なかつかわし) 恵那市 (えなし) 美濃加茂市 (みのかもし) 可児市 (かにし) 山県市 (やまがたし) 飛騨市 (ひだし) 本巣市 (もんとすし) 郡上市 (ぐじょうし) 下呂市 (げろし) 加茂郡坂祝町 (かもぐんさかほぎちょう) 加茂郡七宗町 (かもぐんひちそうちょう) 加茂郡八百津町 (かもぐんやおつちょう) 加茂郡白川町 (かもぐんしらかわちょう) 加茂郡東白川村 (かもぐんひがしらかわむら) 大野郡白川村 (おのぐんしらかわむら)	7月6日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
岐阜市 (ぎふし) 美濃市 (みのし) 加茂郡富加町 (かもぐんとみかちょう) 加茂郡川辺町 (かもぐんかわべちょう)	7月8日		

災害救助法適用市町村	法適用日	人的被害(人)		住家被害(世帯)				備考
		死者	行方不明 負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 一部 損壊	
【岡山県】 小田郡矢掛町 (おたぐんやかりちょう)	7月6日			1	126	34		災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
【福岡県】 飯塚市 (いいつかし)	7月5日		2	303	267	10		
【島根県】 江津市 (ごうつし) 邑智郡川本町 (おおちぐんかわもとまち)	7月6日			162	58			
【山口県】 岩国市 (いいわくにし)	7月6日	2	1	6	2	310	151	
				19	27	9	4	